

## 令和8年度沖縄県県外進学大学生奨学金募集要項

### 1. 趣旨

この奨学金制度は、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外進学が困難な県内高等学校等に在学する者等の県外難関大学等への進学を促進し、大学等進学率の改善を図るとともに本県におけるグローバル人材の育成を促進していくため、県外対象大学【別表】への入学及び修学を支援するための奨学金を給付するものである。

### 2. 採用予定人数及び給付額

(1) 採用予定人数 25人以内

(2) 給付額

| 種類    | 給付額                            | 給付時期（目安）                                |
|-------|--------------------------------|-----------------------------------------|
| 入学支度金 | 300,000円以内<br>（入学に要する経費の実費相当額） | 令和9年1～4月<br>合格等を確認後、給付を決定した日から2週間程度で給付  |
| 月額奨学金 | 月額70,000円<br>（年間840,000円）      | 入学時～卒業時（標準修業年限まで）<br>四半期毎に給付（5、7、10、1月） |

### 3. 応募資格

次に掲げる要件を全て備えている者

- ①県外対象大学へ入学するための奨学金の給付を受けようとする者であって県内の高等学校等（\*1）の在学者若しくは卒業者（卒業して2年を経過していない者に限る。ただし大学等（\*2）に在学している者を除く。）
- ②日本国籍を有する者又は別途定める在留資格（\*3）を有する者
- ③保護者（保護者がいないときは連帯保証人。）が、原則として、受給期間中継続して本県に住所を有する者
- ④沖縄県医師修学資金又は沖縄県看護師等修学資金等、返還免除規定のある修学資金の貸与を受けない者
- ⑤沖縄県内の自治体から給付型の奨学金を受けない者
- ⑥国の「高等教育の修学支援新制度」を利用しない者（留意事項（\*4）参照）

（\*1）「高等学校等」

高等学校のほか、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程を含みます。

（\*2）「大学等」

大学のほか、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程及び高等学校専攻科を含みます。

(\*3)「在留資格」

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等が対象となります。詳細については、学校担当者に確認してください。

(\*4)「留意事項」

令和2年度から実施されている国の「高等教育の修学支援新制度」の給付型奨学金（日本学生支援機構が実施）及び授業料等減免（各大学が実施）との関係については、留意事項があります。【別紙】をご確認ください。

#### 4. 応募基準

(1) 学習意欲が高く、進学目的が明確で、次の要件を全て満たす者

①出願時までの高等学校等における学習成績の評定平均値が5段階評価で平均値4.0以上であること

②学習成績が特に優れていると学校長が認める者で、将来、国内外で活動し、沖縄の振興・発展に寄与するリーダーとして活躍することが期待できる者（なお、卒業後における県内就職を条件とするものではない。）

(2) 応募資格を満たし、家計支持者（父母、又はこれに代わって家計を支えている者）の前年の収入金額から、必要経費及び特別控除額（家族構成、家庭事情等により異なる）を差し引いた認定所得金額が、別途定める基準額以下であること。（県ホームページに掲載している「家計基準計算書」参照）

#### 5. 推薦の手続

学校長は、応募基準を満たすと認められる者について、奨学生願書等を提出させ、審査の上、推薦書等学校が作成する書類を添付して推薦すること。

#### 6. 学校からの提出

|      |                                                 |
|------|-------------------------------------------------|
| 提出期限 | 令和8年10月9日（金）消印有効                                |
| 提出先  | 沖縄県教育庁教育支援課（奨学金担当窓口）<br>〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 |

#### 7. 提出書類等

(1) 応募者が高等学校等（過卒者は卒業校）へ提出するもの

①奨学生願書（様式第1号）

②成績証明書

③父母、又はこれに代わって家計を支えている者の所得課税証明書（令和8年度（令和7年分））※令和8年1月2日以降に勤務先の変更（就職・転職）があった場合、様式「年収（見込）証明書」も併せて提出してください。

- ④家族構成を証する住民票謄本（続柄記載。応募者本人と生計を一にする者のうち、住民票謄本に含まれていない者がある場合は、住民票謄本に含まれていない者の住民票（続柄、本籍地及び世帯主の記載）も併せて提出。）

※住民票等は個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。

⑤特別控除を証明する書類

| 区分                                      | 証明書                                                                                | 発行所             |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 高校、大学、高等専門学校又は専修学校の就学者等がいる世帯（県立高等学校を除く） | ○在学証明書                                                                             | 在学している学校等       |
| 障害のある人のいる世帯                             | ○障害者手帳（写し）                                                                         | 市町村役場<br>福祉事務所  |
| 長期に療養を要する人のいる世帯（6ヶ月以上療養が必要な人）           | ○入・通院証明書又は診断書（原本）<br>（記載内容：療養期間及び通院頻度）<br>○直近6ヶ月分の医療費等の領収書（写し）<br>（様式：長期療養費計算書を添付） | 病院等             |
| 主たる家計支持者が単身赴任している世帯                     | ○家賃等対象経費の領収書（写し）<br>（様式：単身赴任実費計算書を添付）                                              | 各支払先            |
| 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯           | ○罹災証明書（写し）<br>○被害により生じた実費を証明する書類（写し）                                               | 市町村役場<br>福祉事務所等 |

※各証明書類は個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。

※家族の状況に応じて、上記以外の追加書類が必要な場合があります。

※長期療養又は単身赴任に伴う実費額を対象経費として特別控除する場合は、別添様式により計算書を作成してください（該当者のみ）

(2) 学校が作成するもの

- ①推薦書
- ②推薦者一覧表
- ③提出書類等確認票

8. 選考方法

書類審査で給付候補者を選考する。

#### 9. 候補者の決定及び通知等

知事は、奨学生願書等の提出のあった者から候補者を決定する。また、候補者のうち県外対象大学の合格者について、選考順位が高い者から予算の範囲内で奨学金給付の奨学生を決定する。

選考結果については学校長を経て本人に通知する（11月上旬頃）

#### 10. 入学支度金及び奨学金の給付方法・手続

候補者に別途連絡する。

#### 11. 継続に係る手続

毎年度継続時に奨学生の成績及び家計状況について適格認定を行う。

#### 12. 入学支度金及び奨学金の返還について

給付された入学支度金及び奨学金については、原則として返還の必要はないが、給付要件を満たさなくなった場合及び次の事項に該当した場合は、給付された入学支度金及び奨学金の一部又は全額を返還することになるので注意すること。

- ①入学に要する経費の実費相当額が給付された入学支度金を下回ったとき。
- ②指定した期日までに在学を証明する書類等を提出しないとき。
- ③県外対象大学に入学しないとき。
- ④出願書類に虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- ⑤併給が認められていない他の給付型奨学金や授業料免除を本奨学金と重複して受給したとき。
- ⑥その他、奨学金の給付を受ける者として適当でないと知事が認めるとき。

【別表】

県外対象大学一覧

|    |        |    |          |    |          |
|----|--------|----|----------|----|----------|
| 1  | 北海道大学  | 13 | 千葉大学     | 25 | 芝浦工業大学   |
| 2  | 東北大学   | 14 | 東京外国語大学  | 26 | 上智大学     |
| 3  | 筑波大学   | 15 | 東京芸術大学   | 27 | 東洋大学     |
| 4  | 東京大学   | 16 | 長岡技術科学大学 | 28 | 法政大学     |
| 5  | 東京科学大学 | 17 | 金沢大学     | 29 | 明治大学     |
| 6  | 名古屋大学  | 18 | 豊橋技術科学大学 | 30 | 立教大学     |
| 7  | 京都大学   | 19 | 京都工芸繊維大学 | 31 | 創価大学     |
| 8  | 大阪大学   | 20 | 岡山大学     | 32 | 立命館大学    |
| 9  | 広島大学   | 21 | 熊本大学     | 33 | 関西学院大学   |
| 10 | 九州大学   | 22 | 国際教養大学   | 34 | 立命館アジア太平 |
| 11 | 慶應義塾大学 | 23 | 会津大学     |    | 洋大学      |
| 12 | 早稲田大学  | 24 | 国際基督教大学  |    |          |

※この表に定める県外対象大学において設置される学部のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 86 条の規定に基づき設置される「夜間において授業を行う学部」及び「通信による教育を行う学部」を除く全ての学部を給付対象学部とする。

【別紙】

国の「高等教育の修学支援新制度」の給付型奨学金（日本学生支援機構が実施）及び授業料等減免（各大学が実施）との関係

令和２年度から、国の新しい給付型奨学金と授業料等減免制度（以下「国の修学支援新制度」といいます。）が実施されており、給付型奨学金に加え、入学金や授業料を減免する制度となっています。

国の修学支援新制度は、広く全国的に実施されるものであり、また家族構成や世帯収入等によっては沖縄県県外進学大学生奨学金（以下「県奨学金」といいます。）以上の支援が受けられる場合もあることから、以下のとおり取り扱うこととしますのでご注意ください。

1. 県奨学金と国の修学支援新制度の両方に応募することは可能ですが、国の支援制度を選択することを決めた場合には、速やかに県奨学金の辞退の手続きを行ってください。

また、大学入学時に県奨学金の奨学生として採用されている場合、下記２～４の取扱いを可能とします。

2. 県奨学金を受けている場合でも、世帯収入の変化等によって国の修学支援新制度の支援を受けた方が有利になる等の場合に、国の修学支援新制度に申請し、認められればその支援を受けることを可能とします。
3. 県奨学金の受給者が国の修学支援新制度の支援（給付型奨学金及び授業料の減免の両方又はいずれか）を受ける間、県奨学金は「停止」します。（同時期に重複しての受給はできません。）
4. 上記２～３で一時的に国の支援を受けた後、世帯収入の変化等により県奨学金が有利となった場合には、国の支援を停止した上で、再び県奨学金を受けること（再開）も可能とします。  
（県奨学金の給付要件を満たすことや事前の確認手続が必要です。）

※上記取り扱いは、沖縄県内の自治体が実施する給付型奨学金の奨学生として採用された場合についても準用します。

# 県奨学金と国の修学支援新制度の主な相違点

| 比較項目     | 県奨学金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 国の修学支援新制度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象となる大学等 | 県奨学金の給付要綱に記載する県外大学（34校）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 要件を満たしていると国が認めた大学（短期大学を含む。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 経済要件     | <p>両親、本人、中学生の4人世帯の場合、年収約597万円以下。</p> <p>※家族構成等により、額は変動します。<br/>「対象となる世帯収入の目安例」や<br/>沖縄県教育委員会ホームページ掲載の家<br/>計基準確認表を参考<br/>にしてください。<br/><br/><a href="https://www.pref.okinawa.jp/edu/shien/syougakukyuhukinn/bosyuu.html">https://www.pref.okinawa.jp/edu/shien/syougakukyuhukinn/bosyuu.html</a></p> | <p>両親、本人、中学生の4人世帯の場合、年収約640万円以下。<br/>（年収の範囲によって受給できる額が異なります。）</p> <p>※家族構成等により、額は変動します。<br/>日本学生支援機構ホームページの<br/>進学資金シミュレーター等を参考<br/>にしてください。<br/><br/><a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html</a></p> |
| 成績要件     | 高等学校等における評定平均値が4.0以上であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること。<br>3.5未満の場合はレポート又は面談により学習意欲を確認。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 住所等の要件   | 保護者等が、原則として受給期間中継続して沖縄県に住所を有する者。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

県奨学金と国の修学支援新制度の主な相違点

| 比較項目                                               | 県奨学金                                                     | 国の修学支援新制度             |              |              |           |           |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------|--------------|--------------|-----------|-----------|
| 支援の内容<br>(入学支度金)                                   | 入学支度金 30万円以内<br>(入学に要する経費の実費相当額)<br><br>※国公立・私立の区別なく一律。  | 入学金減免額 (上限額)          |              |              |           |           |
|                                                    |                                                          | 年収目安                  | ～270万円       | ～300万円       | ～380万円    | ～640万円    |
|                                                    |                                                          | 【国公立】                 | 280, 000円    | 188, 000円    | 94, 000円  | 70, 500円  |
|                                                    |                                                          | 【私立】                  | 260, 000円    | 173, 400円    | 85, 700円  | 65, 000円  |
| ※両親、本人、中学生の 4 人家族の場合。<br>※令和 6 年度に640万円まで対象が拡大された。 |                                                          |                       |              |              |           |           |
| 支援の内容<br>(月々の支援額等)                                 | 月額奨学金 年額84万円 (月額 7 万円)<br>(金額は一定)<br><br>※国公立・私立の区別なく一律。 | 授業料は以下の金額を上限として減免される。 |              |              |           |           |
|                                                    |                                                          | 【国公立】 (年額)            |              |              |           |           |
|                                                    |                                                          | 年収目安                  | ～270万円       | ～300万円       | ～380万円    | ～640万円    |
|                                                    |                                                          | 奨学金                   | 800, 000円    | 530, 000円    | 270, 000円 | 200, 000円 |
|                                                    |                                                          | 授業料減免                 | 540, 000円    | 360, 000円    | 180, 000円 | 130, 000円 |
|                                                    |                                                          | 合計                    | 1, 340, 000円 | 890, 000円    | 450, 000円 | 330, 000円 |
| ※自宅外生の場合                                           |                                                          |                       |              |              |           |           |
|                                                    |                                                          | 【私立】 (年額)             |              |              |           |           |
|                                                    |                                                          | 年収目安                  | ～270万円       | ～300万円       | ～380万円    | ～640万円    |
|                                                    |                                                          | 奨学金                   | 910, 000円    | 610, 000円    | 300, 000円 | 230, 000円 |
|                                                    |                                                          | 授業料免除                 | 700, 000円    | 470, 000円    | 230, 000円 | 180, 000円 |
|                                                    |                                                          | 合計                    | 1, 610, 000円 | 1, 080, 000円 | 530, 000円 | 410, 000円 |
| ※自宅外生の場合<br>※令和 6 年度に640万円まで対象が拡大された。              |                                                          |                       |              |              |           |           |



県奨学金と国の修学支援新制度の主な相違点

| 比較項目          | 県奨学金                                      | 国の修学支援新制度                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 採用定員          | 25人以内                                     | 定員なし（要件を満たせば採用される）                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 他の給付型奨学金等との併給 | 日本学生支援機構及び沖縄県内自治体からの給付型奨学金との併給は不可。        | 制限なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 手続等（申請時）      | 高等学校等へ書類を提出。（高等学校等がとりまとめて、沖縄県教育庁教育支援課へ提出） | 奨学金：インターネットでの申込、高等学校等へ申込書類提出、日本学生支援機構へマイナンバー提出。<br>授業料等減免：進学後、大学等に申込。                                                                                                                                                                                                                         |
| 手続等（採用後）      | 毎年度、沖縄県教育庁教育支援課に書類を提出し、適格認定を受ける。          | 奨学金：毎年度、日本学生支援機構に奨学金継続願を提出し、適格認定を受ける。<br>授業料等減免：前期・後期ごとに、大学に減免継続願を提出し、適格認定を受ける。                                                                                                                                                                                                               |
| 多子世帯への措置      | なし。                                       | 令和7年度から多子世帯（扶養する子供の数が3人以上の世帯）の学生に対して所得制限なく大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除しています。<br>詳細は文部科学省ホームページにある資料『令和7年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係るFAQ』を確認してください。<br>（文部科学省ホームページ）<br><a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/</a> |

## 沖縄県県外進学大学生奨学金に関するQ & A

**Q 1. 県奨学金と国の修学支援新制度のどちらを受けた方がよいですか。**

A 1. 県奨学金の支給額は入学支度金が30万円以内、月額奨学金が7万円（年間84万円）となっています。国の修学支援新制度は、世帯収入によって支給される金額が異なり、世帯収入が高いと支給される奨学金の金額は少なくなります。

基本的には、両親・本人・妹or弟（中学生）の4人家族のモデルケースの場合、300万円までの年収であれば、国の修学支援新制度の支援が手厚くなります。しかし、国の修学支援新制度では、授業料減免額が「上限」であるため大学の授業料の状況によって額が変わることがあります。また、適格認定の結果で在学中に支援額が変わる等、個々の状況によって事情が異なる場合がありますので、ご自身の状況や大学の状況を確認の上、ご判断ください。

なお、事前の申込は県奨学金と国の修学支援新制度の両方に行うことが可能ですが、国の制度を選択することを決めた際には、速やかに県奨学金を取り下げてください。

**Q 2. 最初に県奨学金を選択して、翌年度から国の修学支援新制度の支援を受けた後、再び県奨学金を受けることも可能ですか。**

A 2. 可能です。ただし、国の修学支援新制度（日本学生支援機構の給付奨学金、大学における入学金や授業料の免除や減額）と同時期に重複して支援を受けることはできませんので、再び県奨学金を受ける際に国の修学支援新制度の支援を停止していただくことになります。

**Q 3. 国の修学支援新制度から県奨学金に戻る際に、手続を誤って重複受給した場合はどうなりますか。県奨学金はペナルティで廃止となるのでしょうか。**

A 3. 同時期に重複して県から受給した分を返納していただき、重複しなくなった時点からの給付になります。ただし、同時期の重複受給が意図的なものであったような場合には、廃止（それ以降の奨学金を給付しない）となる場合があります。

Q 4. 最初に国の修学支援新制度の支援を受けて、翌年度以降に県奨学金を受けることはできないのですか。

A 4. できません。 県奨学金は、経済的理由で県外対象大学への進学を断念することがないように支援する趣旨により、進学から卒業までの支援を提供する仕組みになっていることから、大学等に進学した後の採用（いわゆる在学採用）は行っておりません。

Q 5. 県外の高等学校を卒業した場合、県奨学金の対象となりますか。

A 5. 対象となりません。 県奨学金の対象となるのは、沖縄県内の高等学校等の在学者又は卒業生（卒業して2年以内の者に限る）となります。

Q 6. 県奨学金の適格認定はどのような確認を行うのですか。

A 6. 県奨学金の受給資格を引き続き満たしているかの確認を行います。主なものとしては、以下のような事項について以下の書類等を確認させていただきます。

○経済要件

本人、父母又はこれに代わって家計を支えている者の所得課税証明書

○学業要件

在学証明書、成績証明書等

○他の奨学金等の（不）受給状況

- ・（併給を認められている）受給している他の給付型奨学金の説明資料
- ・国の修学支援新制度に係る申請又は適格認定の結果がわかる書類

国の修学支援制度に申請していないためにそれらの書類がない者は、国の修学支援新制度を受けていないことを証する書類（授業料の領収書、授業料免除の不受給証明書等）

○保護者（連帯保証人）の住所状況

住民票謄本等

**Q 7. 県奨学金を受給している間、保護者（連帯保証人）が県外へ転居した場合の給付は、どんな理由でも認められないのですか。**

A 7. 原則として、保護者（連帯保証人）は、県奨学金を受給している間は県内に住所を有している必要があります。ただし、生活の本拠を県内においた上で、転勤や病気の治療等、やむを得ない事情で一時的に県外転居する場合には、県外へ転居した場合の給付を認める場合がありますので、ご相談ください。

**Q 8. 県奨学金を受けて翌年度に国の修学支援新制度を受ける場合には、県奨学金の適格認定を受けなくてよいですか。**

A 8. 国の修学支援新制度を受ける理由で、翌年度の県奨学金の継続給付を希望しない場合は、適格認定を受ける必要はありません。

なお、再び県奨学金を受ける際には、その時点で要件を満たしていることの確認ため、適格認定を行うこととなります。

**Q 9. 入学支度金のみの給付を受けることはできますか？**

A 9. 入学支度金のみの受給は認めていません。入学支度金を受給して、月額奨学金を受給する前に奨学金を辞退した場合、既に受給済みの入学支度金については返納していただくことになります。

## 対象となる世帯収入の目安例

1. 県外進学大学生支援事業の応募に当たっては、年間世帯収入額から、必要経費および特別控除額を差し引いた残りの金額(＝認定所得金額)がゼロ円以下になることを要件とする。

以下は、世帯人員や構成によっていくつかのパターンを設定し、年間世帯収入が表示された金額以下の場合に、認定所得金額がゼロ円以下に該当することを例示したものである。

### ①【給与所得の場合】

この場合、年間世帯収入は、所得証明書における「給与収入」の金額とする。

|       | 世帯人員 | 世帯構成                         | 年間世帯収入   | 備考                                 |
|-------|------|------------------------------|----------|------------------------------------|
| パターン1 | 4    | 両親と子2人<br>(父のみ就労、弟は中学生)      | 597 万円以下 |                                    |
| パターン2 | 4    | 両親と子2人<br>(父のみ就労、弟は小学生)      | 576 万円以下 |                                    |
| パターン3 | 4    | 両親と子2人<br>(共働き、妹は小学生で障害のある子) | 755 万円以下 | 収入の内訳は、<br>父:625万円、<br>母:130万円 と仮定 |
| パターン4 | 5    | 両親と子3人<br>(共働き、兄弟が小学生と中学生)   | 856 万円以下 | 収入の内訳は、<br>父:726万円、<br>母:130万円 と仮定 |
| パターン5 | 3    | 両親と子1人<br>(父のみ就労)            | 360 万円以下 |                                    |
| パターン6 | 2    | 母子世帯<br>(母親は就労)              | 496 万円以下 |                                    |

### ②【給与所得以外の所得の場合(雑所得)】

この場合、年間世帯収入は、所得証明書における「営業所得」や「不動産所得」等の金額とする。

|       | 世帯人員 | 世帯構成                             | 年間世帯収入   | 備考 |
|-------|------|----------------------------------|----------|----|
| パターン7 | 5    | 両親と子3人<br>(父のみ就労、兄弟が小学生と中学生)     | 399 万円以下 |    |
| パターン8 | 3    | 父と子2人<br>(父子家庭、兄弟が大学生(国公立・自宅通学)) | 371 万円以下 |    |

### ③【共働きで、給与所得以外の所得と給与所得の場合】

この場合の年間世帯収入は、①、②の例による。

|       | 世帯人員 | 世帯構成                       | 年間世帯収入   | 備考                              |
|-------|------|----------------------------|----------|---------------------------------|
| パターン9 | 5    | 両親と子3人<br>(共働き、兄弟が中学生と大学生) | 785 万円以下 | 父:給与所得以外の所得517万円<br>母:給与収入268万円 |

※上記の参考事例以上の収入でも、世帯構成及び家庭の事情によっては、応募できる場合があります。詳しくは、県教育委員会のホームページに「家計基準確認表」を掲載していますのでご確認ください。

2. 以下の場合には特別控除がありますので、該当する場合には、願書への記載も忘れずに行ってください。

- (1) 母子・父子世帯 (2) 就学者(小学校、中学校、高等学校、大学等) (3) 障害のある人のいる世帯
- (4) 長期に療養を要する人のいる世帯 (5) 主たる家計維持者が別居している世帯
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯